

令和5年分 贈与税

住宅取得等資金の非課税を適用する場合編



1 はじめに

1.1	本マニュアルについて	3
1.1.1	本マニュアルの範囲	3
1.1.2	用語説明	4
1.1.3	凡例	4

2 申告書作成

2.1	入力事例について	6
2.1.1	事例の概要	6
2.2	操作画面について	7
2.2.1	贈与税の申告書の作成を開始する前に	7
2.2.2	作成開始	7
2.2.3	提出方法の選択等	8
2.2.4	取得財産の入力	8
2.2.5	非課税の適用要件チェック（その1）	9
2.2.6	非課税の適用要件チェック（その2）	10
2.2.7	非課税の適用を受ける財産の入力	11
2.2.8	課税制度の選択	13
2.2.9	取得財産の入力結果（非課税）	14
2.2.10	取得財産の入力結果	15
2.2.11	贈与税額計算結果表示	17
2.2.12	住所・氏名等の入力	18

1 はじめに

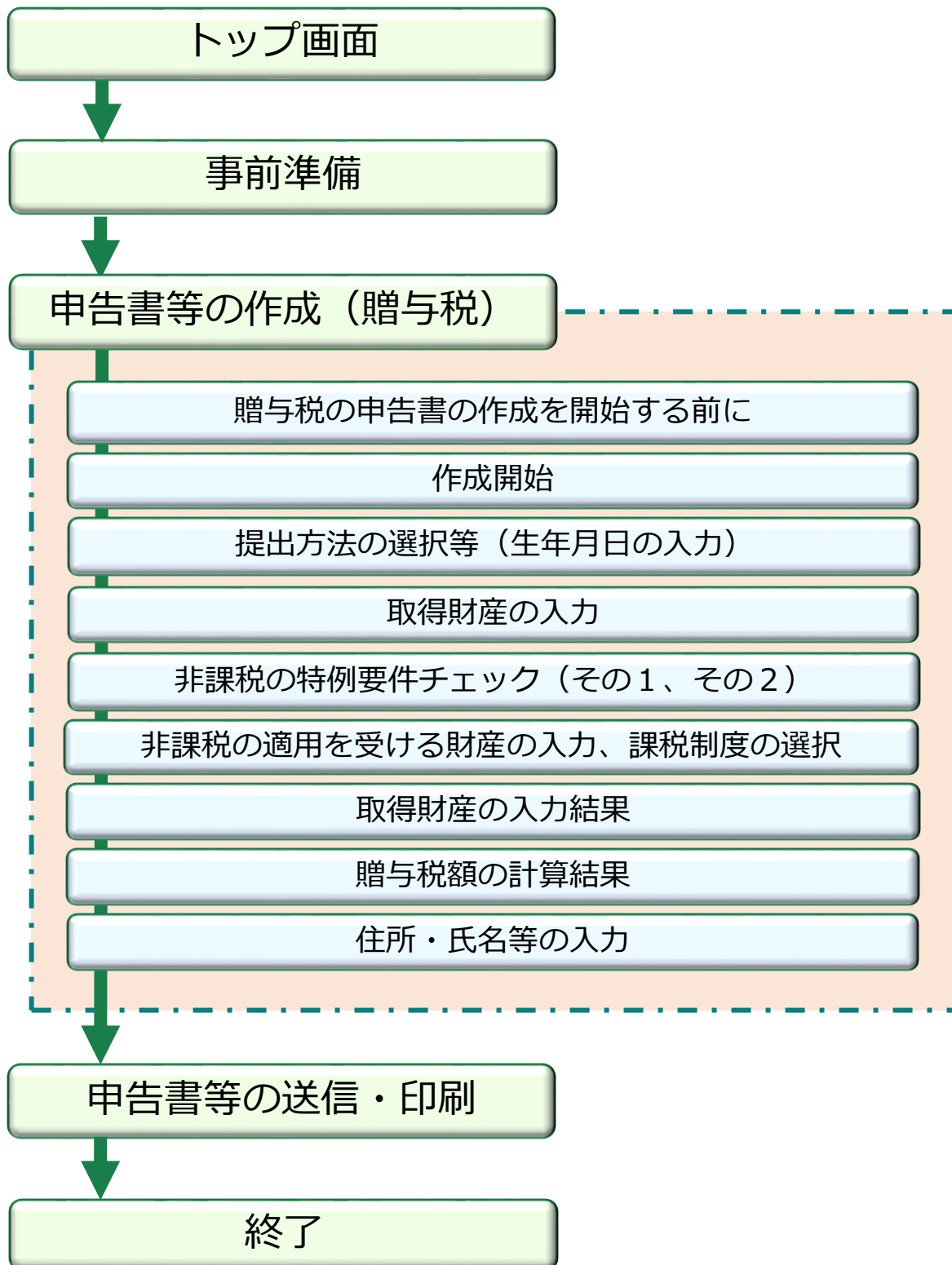
1.1 本マニュアルについて

1.1.1 本マニュアルの範囲

本マニュアルでは、住宅取得等資金の非課税を適用して贈与税の申告書を作成する場合の操作手順について説明します。

本マニュアルの対象範囲は、以下のフロー図の点線枠内のとおりです。

■ 申告書作成のフロー



1.1.2 用語説明

用語	説明
住宅取得等資金の非課税	父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合で、一定の要件を満たすときに、贈与を受けた方ごとに500万円（省エネ等住宅の場合は1,000万円）まで贈与税が非課税となる特例です。
暦年課税	1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算する課税方式をいいます。
特例贈与財産	暦年課税で計算する贈与財産のうち、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の受贈者（財産をもらった人）が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を取得した場合の贈与財産をことをいいます。
特例税率	特例贈与財産に対して適用される税率を「特例税率」といいます。
省エネ等住宅	次の①から③の省エネ等基準のいずれかに適合する住宅のことをいいます。 ①断熱等性能等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上であること ②耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上または免震建築物であること ③高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であること

1.1.3 凡例

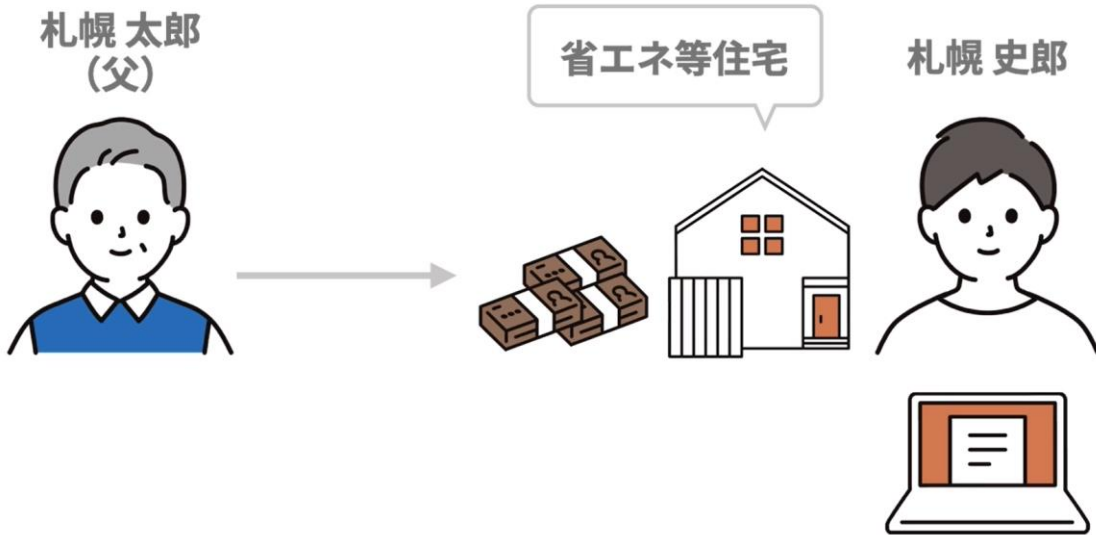
本マニュアルでは、次の記号を使用しています。

凡例	説明
注意	知っておく必要または注意する必要がある事項を記載。
参考	知っておくと便利な補足情報。
参照 ▶	関連説明の参照先。
こんなときは？	このマニュアルの事例に直接関係しない入力事項を記載。

2 申告書作成

2.1 入力事例について

2.1.1 事例の概要



受贈者（財産をもらった人）	:	札幌史郎【申告する人】
贈与者（財産をあげた人）	:	父（札幌太郎）
もらった財産	:	現金1,500万円（住宅取得等資金）
資金の用途	:	住宅用の家屋（省エネ等住宅）の新築費用
申告する方式	:	住宅取得等資金の非課税 ※非課税限度額を超えた部分は暦年課税（特例税率）を適用 〔確定申告書等作成コーナーでは、続柄・生年月日の入力により税率を自動判定〕
過去の贈与税の申告状況	:	なし

2.2 操作画面について

2.2.1 贈与税の申告書の作成を開始する前に

「2.1.1 事例の概要」について申告書を作成するため「贈与税の申告書作成開始」をクリックします。

贈与税の申告書の作成を開始する前に

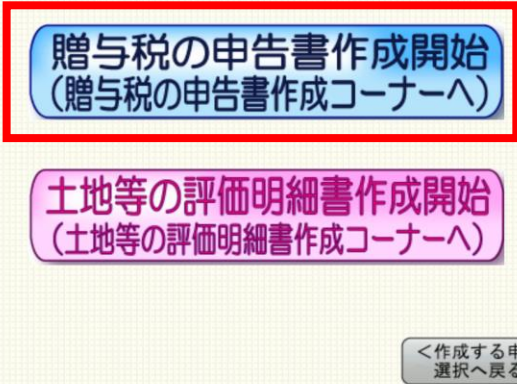
贈与税の申告書を作成するためには、贈与を受けた財産を評価する必要があります。

贈与を受けた財産の評価がお済みの方は、「贈与税の申告書作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)」ボタンをクリックしてください。

※ 作成コーナーを利用して贈与税の申告書を作成することができない場合がありますので、事前にご利用になれない方をご確認ください。

贈与を受けた財産の評価がお済みでない方又は評価方法をご覧になりたい方は、[よくある質問の財産の評価](#)をご覧ください。

なお、贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で[路線価方式](#)により評価する方で、一定の場合に該当する方は、[土地等の評価明細書作成コーナー](#)を利用して財産の評価を行うことができます。



財産の評価がお済みの方は左のボタンをクリックしてください。

※ 現金、預貯金などの贈与を受けた方や、相続時精算課税制度の適用を受ける方も左のボタンをクリックしてください。

土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方は左のボタンをクリックしてください。

なお、事前にご利用になれない方及び入力に必要な書類をご確認ください。

< 作成する申告書等の
選択へ戻る

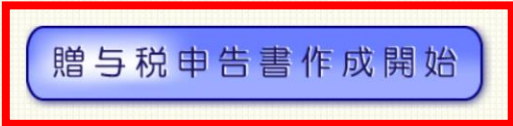
参考

路線価方式により評価を行う土地(地目が宅地)の贈与を受けた方で、一定の場合に該当する方は、「[土地等の評価明細書作成コーナー](#)」を利用して財産の評価を行うことができます。

2.2.2 作成開始

「贈与税申告書作成開始」をクリックします。

作成開始



※ 贈与税の申告書作成コーナーからe-Taxで申告書を送信後に、戸籍の謄本などの添付書類もイメージデータ(PDF形式)により送信することができます。
詳しくは、[よくある質問](#)をご覧ください。

< 戻る

2.2.3 提出方法の選択等

受贈者（財産をもらった人）の生年月日を入力し「入力終了」をクリックします。

※申告書等の提出方法は「税務署への提出方法の選択」画面（トップページの次の画面）で選んだ提出方法が既に選択されています。

2.2.4 取得財産の入力

住宅取得等資金の非課税を適用するため、「**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産**」をクリックします。

参考

該当する項目（課税方式）が複数ある場合は、1つの項目について入力を終えた後に、他の項目を選択して入力することができます。

2.2.5 非課税の適用要件チェック（その1）

事例では、住宅の新築費用について贈与を受けているため①資金の使途の選択で**新築又は取得**を選択した後、②質問事項の回答を入力して「入力終了」をクリックします。

当画面の入力例

※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例における適用要件チェックを兼ねていません(下記2の項目1から項目3を除きます。)

※ 令和4年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた方は、作成コーナーをご利用になれません。

1 資金の使途について選択してください。
【必須】

① 住宅用の家屋の新築若しくは取得をされましたか、又は既に居住している家屋の増改築等を行いましたか。 新築又は取得 増改築等

2 特例適用要件チェック

※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方(「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方を除きます。)は、「特例適用要件確認済として次へ」ボタンをクリックしてください。下の要件の確認を省略次の画面に進むことができます。

特例適用要件確認済として次へ

● 「受贈者」に関する事項

	チェック
1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
2 あなたの令和5年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下(新築又は取得をした住宅用の家屋の登記簿上の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下)ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

● 住宅用の家屋の取得のための金銭の贈与を受けた方
【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】

取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。

① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋

② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、昭和57年1月1日以後に建築されたもの

③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして「耐震基準適合証明書」などにより証明されたもの

④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき「建築物の耐震改修の計画の認定申請書」などの申請書等に基づいて都道府県知事などに申請をし、令和6年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、「耐震基準適合証明書」などの証明書等により証明がされたもの

8 はい いいえ

● 「あなたの居住」に関する事項

贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか(注)。

9 (注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、[相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者](#)である場合には、「はい」を選んでください。

10 あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和6年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)

はい いいえ

参考

特例要件チェックのための質問事項について

既に住宅取得等資金の非課税の適用要件に該当することを確認済みの方※は、「特例要件確認済みとして次へ」をクリックすると、質問事項のチェックを省略して次の入力画面へ進むことができます。

特例適用要件確認済として次へ

※ 「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方は、②質問事項のチェックを省略せずに回答してください。

2.2.6 非課税の適用要件チェック（その2）

事例では、新築した住宅が省エネ等住宅であるため「はい」を選択した後、「入力終了」をクリックします。

非課税の適用要件チェック(その2) 当画面の入力例

1 住宅の種類についての入力

あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家は、**省エネ等住宅**に該当しますか？ はい いいえ
【必須】

2 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 年 月 日

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署 都道府県: 税務署名:

注意

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した場合

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日と税務署名などを入力してください。

こちらを入力することにより、住宅取得等資金の非課税の添付書類のうち「**合計所得金額を明らかにする書類（源泉徴収票など）**」の提出が不要となります。

2 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 年 月 日 日

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署 都道府県: 税務署名:

こんなときは？

不動産番号等を入力して、登記事項証明書の添付を省略する場合

登記事項証明書の添付を省略する場合は、不動産の種別ごとに、次の(1)または(2)のどちらかを入力します。

(1)不動産の種別、所在及び地番または家屋番号

(2)不動産番号

※(1)と(2)の両方を入力することもできます。

3 登記事項証明書の添付を省略する場合は、不動産番号等を入力してください。

(1)又は(2)のどちらかを入力してください。
※ (1)と(2)の両方を入力することもできます。

【1件目】

(1) 不動産の種別	土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/>
所在及び地番又は家屋番号	[全角60文字以内] 札幌市中央区△△△△△丁目X番
(2) 不動産番号	[半角13文字]

【2件目】

(1) 不動産の種別	土地 <input type="checkbox"/> 建物 <input checked="" type="checkbox"/>
所在及び地番又は家屋番号	[全角60文字以内]
(2) 不動産番号	[半角13文字] 3333322221111

見本

全部事項証明書 (土地)

区	部	(土地の表示)	課税	不動産番号		
地積番号	所在	地番	地目	地積	㎡	原因及びその目付(登記の目付)

土地の登記事項証明書

見本

全部事項証明書 (建物)

区	部	(主である建物の表示)	課税	不動産番号		
所在	家屋番号	種別	構造	床面積	㎡	原因及びその目付(登記の目付)

権利部(甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存		

建物の登記事項証明書

参考

「非課税の適用を受ける財産の入力」画面で「入力終了」をクリックした後に表示される画面について

贈与により取得した住宅取得等資金の金額と非課税限度額により表示される画面が異なります。

- 住宅取得等資金の金額が**非課税限度額を超える場合**
⇒ 「2.2.8 課税制度の選択」画面が表示されます。
- 住宅取得等資金の金額が**非課税限度額の範囲内である場合**
⇒ 「2.2.9 取得財産の入力結果(非課税)」画面が表示されます。

2.2.8 課税制度の選択

事例では、住宅取得等資金の非課税を適用した後の残額について暦年課税を適用するので「暦年課税」をクリックします。

課税制度選択

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。
なお、今回の贈与者から令和4年分以前の年分に贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、「相続時精算課税」のボタンをクリックしてください。

暦年課税 [暦年課税](#)の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税 [相続時精算課税](#)の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る

注意

今回の贈与者から令和4年分以前の贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、暦年課税を選択することができないため、「相続時精算課税」をクリックしてください。

2.2.9 取得財産の入力結果（非課税）

住宅取得等資金の非課税を適用する財産について、入力した内容が一覧で表示されるので、内容を確認し「入力終了」をクリックします。

取得財産の入力(非課税)

[当画面の入力例](#)

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	札幌 太郎	15,000,000円	10,000,000円	5,000,000円 暦年課税	<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

参考

一覧の入力内容を修正・削除する場合

修正を行う場合は「修正」、削除を行う場合は「削除」をクリックします。

修正ボタン	削除ボタン
<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>

一覧の入力内容を追加する場合

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、「贈与者（非課税の適用を受ける財産）を追加する」をクリックします。

2.2.10 取得財産の入力結果

贈与者ごとに入力状況が一覧で表示されるため、内容を確認し「入力終了」をクリックします。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	札幌 太郎	15,000,000円	10,000,000円	5,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。 修正(適用要件チェックへ)

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	特例贈与財産	令和5年 9月 18日	現金、預貯金等	5,000,000円 円	修正	削除
2					円		
3							

贈与者を追加する

相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高 2,500万円) 相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。

< 戻る (提出方法の選択等へ) ここまでの入力内容を保存する 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

参考

一覧の入力内容を修正・削除する場合

修正を行う場合は「修正」、削除を行う場合は「削除」をクリックします。

修正ボタン	削除ボタン
修正	削除

一覧の入力内容(一般の贈与)を追加する場合

他の贈与者の追加を行う場合は「贈与者を追加する」をクリックします。

贈与者を追加する

■ 他の項目を追加する

一般の贈与のほかに特例の適用を受ける財産を追加で入力する場合、該当するボタンをクリックし入力を進めます。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。

該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点で、他の項目を選択して入力することができます。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	札幌 太郎	15,000,000円	10,000,000円	5,000,000円	修正	削除
				暦年課税		

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。
修正(適用要件チェックへ)

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	札幌 太郎	特例贈与財産	令和5年 9月 18日	現金、預貯金等	5,000,000円	修正	削除
					円		
					円		

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

登記事項証明書の添付を省略する

登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。

なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。

- ・ 一般の贈与(一般税率)
- ・ 配偶者控除の適用を受ける財産

※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくは[よくある質問](#)をご覧ください。

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。

参照 ▶ 以下のボタンをクリックした後の操作画面については、別マニュアルを参照。

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

配偶者控除の特例を適用する場合編
2.2.5 贈与税の配偶者控除の特例要件チェック

相続時精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500万円)

相続時精算課税を適用する場合編
2.2.5 特定贈与者等の入力

2.2.11 贈与税額計算結果表示

①贈与を受けた財産や②納付すべき贈与税額等について計算内容を確認し、全ての確認が終わったら「入力終了」をクリックします。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
 暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等		財産を取得した年月日 財産の価額
i 特例贈与財産分	現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 住宅取得等資金	令和5年 9月 18日 5,000,000円
		円
	特例贈与財産の価額の合計額	(1) 5,000,000円
I 暦年課税分	一般贈与財産の価額の合計額	(2) 円
	配偶者控除額	(3) 円
	暦年課税分の課税価格の合計額	(4) 5,000,000円
	基礎控除額	(5) 1,100,000円
	(5)の控除後の課税価格	(6) 3,900,000円
	(6)に対する税額	(7) 485,000円
	外国税額の控除額	(8) 円
	医療法人持分税額控除額	(9) 円
	差引税額	(10) 485,000円
	II 相続時精算課税分	相続時精算課税分の課税価格の合計額
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12) 円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

III 合計	課税価格の合計額	(13) 5,000,000円
	差引税額の合計額	(14) 485,000円
	農地等納税猶予税額	(15) 円
	株式等納税猶予税額	(16) 円
	特例株式等納税猶予税額	(17) 円
	医療法人持分納税猶予税額	(18) 円
	事業用資産納税猶予税額	(19) 円
	申告期限までに納付すべき税額	(20) 485,000円

※

② あなたが令和6年3月15日(金)までに納付すべき令和5年分の贈与税額は
485,000円です。

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

※ 「住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る」をクリックすると、住宅取得等資金の非課税の計算明細書を確認することができます。

注意

- 贈与税額が0円であっても、**住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。**
- 税額の控除や納税の猶予の適用を受ける場合は、この画面から入力します。

2.2.12 住所・氏名等の入力

納付手続を確認後、①通知方法の選択（e-Taxでの通知希望）や②住所・氏名等を入力し「次へ」をクリックします。

住所・氏名等の入力

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和6年3月15日（金）	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。

[通知書の確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出等がされている方は、[こちら](#)をご参照ください。

1 郵便番号 [半角数字3桁] - [半角数字4桁]
※ 「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。
※ 東日本大震災により避難されている方は、[こちら](#)をご参照ください。

2 住所 【必須】
※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。
※ 東日本大震災により避難されている方は、[こちら](#)をご参照ください。

3 申告書等を提出する税務署名 【必須】
税務署の所在地及び管轄区域

4 申告書等を提出する年月日

5 あなた（財産を取得した方）の氏名 フリガナ 【必須】

6 あなた（財産を取得した方）の氏名 漢字 【必須】

7 マイナンバー（個人番号）
※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。

8 職業

9 電話番号

戻る

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

納付に関する表示について


贈与税額がある場合に、利用できる納付方法について案内が表示されます。
 ※「スマホアプリ納付」と「コンビニQR納付」については、**贈与税額が30万円以下**の場合に案内が表示されます。

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和6年3月15日(金)	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。 <注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※決済手数料は国の収入になるものではありません
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」(外部サイト)上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。 メッセージボックスから納付手続を行ってください。 利用可能なPay払いは こちら をご確認ください。 <注意事項> スマホアプリ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	不要です
コンビニQR納付	申告書等とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンスストアで納付する方法です。 利用可能なコンビニエンスストアは こちら をご確認ください。  <注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	不要です
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口に用意しています。	令和6年3月15日(金)	不要です

注意

納付手続には様々な方法がありますので、ご自身で選択し上記の期限までに手続を行ってください。

※申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

■ 通知方法の選択（e-Taxでの通知希望）

e-Tax（マイナンバーカード方式のみ）で送信する場合に表示されます。

なお、初期設定では「いいえ」が選択されているため、**e-Taxでの通知※を希望する場合は、「はい」を選択します。**

※贈与税に関する通知書は、「加算税の賦課決定通知書」のみとなります。

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、[e-Taxでの通知](#)を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、[e-Taxにご登録いただいているメールアドレス](#)へお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。

[通知書の確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

参考

通知等の選択で「いいえ」を選択した場合は、書面で通知書が送付されます。

注意

「住所・氏名等の入力」画面より先の画面については、画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。

書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください。